

別紙1 びわ湖大津ビワコイ祭り2023イベント企画運営等業務委託仕様書

本仕様書は、びわ湖大津ビワコイ祭り実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が主催するびわ湖大津ビワコイ祭り2023イベント企画運営等業務委託に関して必要な事項を定めるとともに、受託者が実施しなければならない事項を定めるものである。

1. 委託業務名

びわ湖大津ビワコイ祭り2023イベント企画運営等業務委託

2. 業務の目的

古来より連綿と世代を超えて受け継がれ守られてきた琵琶湖や近江文化に感謝しながら、大津市、地域住民、民間事業者との協働を最大限に活用して、大津の魅力、琵琶湖、近江文化を発信し、夏まつりイベントを通して来訪客とともに賑わいを創出することを目的とする。

3. 業務の期間

契約締結の日から2023年11月30日まで

4. 業務の実施上の注意

- (1) 本業務は、本仕様書のほか、法令等に準拠するものとする。
- (2) 受託者は、この業務の主旨を熟知し、実行委員会イベント企画担当と密に打合せを行い、詳細な点については特に緊密な連絡を保った上で作業を行うものとする。
- (3) 業務に関する打合せは、適宜実施するものとする。
- (4) 受託者は、常に身分証明書を携帯し、関係人の請求があった場合には、これを提示しなければならない。
- (5) 受託者は、本契約上、知り得た行政及び個人の情報に関わる秘密を、実行委員会の許可なく他に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、業務に従事するものに対して、常に検温等健康状態の確認を実施し、38度以上の発熱、せき及び全身倦怠感等のコロナウイルス、インフルエンザ様の症状があるものを従事させてはならない。また、感染症対策を適切な対策を講じながら、実施運営すること。
- (7) 受託者は、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護の関連法令等を守らなければならない。
- (8) 関係団体との調整等を行う場合は、受託者の責任において行うものとする。

5. 委託内容

(1) 実施場所及び実施期間等

実施場所：おまつり広場、修景緑地

※会場配置図（イメージ）については、別紙を参照のこと。行政等との協議により変更の可能性あり

実施日：2023年9月9日（土）、10日（日）両日とも正午から午後8時まで（予定）

- 項目：
- ・江州音頭教室や江州音頭総踊り
 - ・地域のダンスサークル等によるステージイベント
 - ・飲食コーナー（キッチンカー、屋台）
 - ・縁日コーナー等の子ども向け企画
 - ・打上げ花火

(2) 業務内容

- ① 実行委員会イベント企画担当との調整に関する業務
- ② 会場全体のゾーニング
- ③ 全体スケジュール及び当日のタイムテーブル
- ④ ステージイベント（江州音頭を誰もが身近に感じられる参加型イベント、江州音頭教室、江州音頭総踊り）の企画、運営業務及びスケジュールの作成
- ⑤ 地元ステージの調整・運営業務及びスケジュールの作成
- ⑥ 打上花火2日間の調整に関する業務
- ⑦ 音響・照明設備に関する業務（搬入、据付、搬出）

- ⑧飲食・物販コーナー、縁日コーナー出店者の調整に関する業務（募集、説明会含む）
- ⑨会場の設営（テント、櫓、感染症、熱中症対策含む）に関する業務（搬入、据付、搬出）
- ⑩周知等看板類の制作に関する業務（タイトル、受付、誘導等）
- ⑪インフラ整備（仮設電気、仮設給排水）に関する業務（搬入、据付、搬出）
- ⑫安全警備（場内警備、夜間対応含む）と警備計画に関する業務（2日間来場者想定3万人）
- ⑬救護体制（看護師手配合む）に関する業務
- ⑭一般廃棄物の処理に関する業務
- ⑮借用展示物の設営に関する業務（搬入、据付、搬出）
- ⑯広報（チラシ、ホームページ(広告協賛企業ロゴ調整含む)、SNS、マスコミへの発信等）・PRの企画・デザイン・作成及び計画・実施等に関する業務
- ⑰撮影記録等に関する業務
- ⑱当日の風水害等の対応ならびに催事中止または縮小に至った場合の調整業務
- ⑲大津市等の行政や行政が委託する事業者等との調整
- ⑳その他イベントにかかる付属品物の企画・制作に関する業務

6. 作業計画及び工程管理並びに業務責任者等

受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書を提出し、実行委員会の承認を受けなければならない。また、業務計画書には、次の事項を記載することとし、記載内容に追加または変更が生じた場合は、速やかに実行委員会の承認を受けなければならない。なお、実行委員会は、受託者が配置した統括責任者及び担当者等が業務遂行上著しく不適当と認めるときは、その理由を明示して受託者に変更を求めることができる。

- (1) 業務内容
- (2) 業務の統括責任者

7. 成果物

- (1) 受託者は、イベント完了後、実行委員会と協議し全体の振返りを行った後、速やかにその内容を記載した実施報告書、記録写真及びデータ等を提出すること。提出部数は1部とし、写真及びデータはCDで1部提出すること。
- (2) 成果物及び作業中における個人情報印刷物や書類等に関する一切の権利は、実行委員会に帰属するものとする。また、受託者は、これらの成果物等の第三者への提供や内容の転載については、実行委員会の承認を得ないで公表し、貸与してはならない。
- (3) 受託者は、成果物に受託者の過失又は遺漏等に起因する不良箇所が発見された場合、実行委員会が必要と認める訂正、補足その他適切な処置を速やかに行うものとする。

8. 本委託の実施上の留意事項等

(1) 実施体制

- ①受託者は、各事業実施における主たる責任者を定め、担当者との緊密な連絡と十分な打ち合わせを行うこととする。
- ②本業務に係る第三者との各種調整、交渉は、原則として受託者が行うこと。
- ③企画立案、台本作成、演出、出演者交渉、スケジュール調整、運営等の業務一切を原則として行うこと。
- ④本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、実行委員会に適宜連絡すること。

(2) 契約の変更等

- ①委託業務の内容のうち、仕様上の回数等の数量に満たないことが明らかになった場合には、協議の上、同等の内容に変更する、又は委託料の減額を行うものとする。
- ②感染症の流行状況等により、業務の実施が困難または事業効果が見込めなくなった場合には、市と受託者が協議の上、仕様の変更及び委託料の減額等を行うものとする。
- ③雨天等によりプログラム当日又は前日以前に中止・順延等の決定が必要な場合、その判断基準及び対策について検討し、発注者と協議のうえ承認を得ること。

(3) その他

- ①受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開

示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様である。

②本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

③この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議の上決定する。

9. 損害の賠償

本業務の違反又は受託者の故意又は過失により、実行委員会又は第三者が損害を被った場合、受託者はその賠償の責任を負うものとする。

10. 災害時等の対応

イベント期間内に大津市内に「暴風警報」もしくは大雨等の「特別警報」が発令される可能性がある場合、交通機関の計画運休が発表された場合、感染症や地震その他災害が発生した場合等に備え、あらかじめ延期・中止等の判断基準を検討し、委託者と協議のうえ承認を得ること。これらの場合が生じる恐れがあるときは、速やかに委託者と公演の延期・中止等の協議を行い、委託者の指示に従い、必要に応じた措置を行うこと（感染症の感染拡大に伴う延期・中止等の判断基準については、国や滋賀県から発令・発出された要請等の内容を踏まえたものとする）。

仮に中止等となった場合は、既に本業務を履行するにあたって生じた経費や延期・中止

等に伴い必要となった増加経費について、別途協議をし、契約期間もしくは委託料を変更

する契約変更を行う。ただし、当該協議によっても、5. 委託内容（2）業務内容記載の項目以外の経費を委託者が負担することはなく、契約変更額の上限は委託金額である。

また、委託者は、感染症等の影響による当該イベントの延期・中止等については、業務委託契約書の規定にかかわらず、受託者に対し、損害賠償責任を負わない。

11. その他

本業務を遂行するにあたって、本仕様書に定めのない事項については、実行委員会と受託者で協議の上、決定するものとする。